

有料の場合は「・無料」を、
無料の場合は「有料・」を抹消してください。

【事業所の新設】

様式第6号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

~~有 料 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

【この行の抹消について】取扱職種の範囲等を定める場合は、
有料の場合は「・無料・特別の法人無料」を抹消し、
無料の場合は「有料・」「特別の法人無料」を抹消して下さい。

① 令和0年00月00日

(ふりがな) 株式会社山口労働

②申請・届出者 氏 名

有料の場合は、3以外の全文を抹消してください。
無料の場合は、4以外の全文を抹消してください。

代表取締役 中河原 太郎

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

新設の届出は、届出に不備がないよう、事業を開始する
おおむね1か月前までに山口労働局までご相談ください。

③許可・届出番号	35-ユ-000000
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃやまぐちろうどう 株式会社山口労働
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 5 3 - 0 0 0 0 電話 083(995)0000 やまぐちけんやまぐちしなかがわらちよう
	山口県山口市河原町0番地00
⑥事業所	(ふりがな) 名 称 かぶしきがいしゃやまぐちろうどう まるまるしよくぎょうしょうかいしょ 株式会社山口労働 ○○職業紹介所
	(ふりがな) 所 在 地 やまぐちけんいわくにしまてまち 山口県岩国市山手町1丁目0番地00

⑥欄は、新設する全ての事業所の名称・所在地を記載してください。新設する事業所が複数の場合は、別紙を作成・添付してください。

⑦変更事項	事業所の設置	
⑧変更前		
⑨変更後		
⑩取扱職種の範囲等	<p>⑩欄は、取扱職種の範囲等を定める場合のみ記載してください。 詳しくは、山口労働局のホームページ掲載の記載例『取扱職種の範囲等の届出』を参照してください。</p>	
⑪変更(廃止)年月日	令和0年00月00日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
	一ノ坂 光次郎	山口県柳井市南町0丁目0番地00
⑬変更(廃止)理由 再交付理由		
⑭備考	<p>新設する事業所の郵便番号、電話番号、面積 〒740-0000、0827-00-0000、25.5㎡ 担当者：総務担当 平川 涼子 083-995-0000</p>	

⑪欄は、新設する事業所において事業を開始する日を記載してください。
届出は事後報告となりますので、変更年月日以降に提出してください。ただし、山口労働局への相談は、事前に行ってください。

~~届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

なお書きは、届出書を提出する前に必ず確認してください。